

「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針（素案）に対する意見募集の結果について

パブリックコメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 計画等の題名

「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針（素案）

2 意見募集の概要

(1) 計画等の案の公表日（意見募集期間）

平成22年6月18日（金）から平成22年7月20日（火）まで

(2) 意見募集結果

提出者数・意見数	7人	13件
提出方法	直接持参	3人 5件
	郵送	0人 0件
	FAX	1人 3件
	Eメール	3人 5件
計画等に反映した意見		3件

3 意見と市の考え方

意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
素案全体			
1	「害」という意味には、「そこなう」や「きずつける」などの意味が含まれてます。もし、この字を使い続けることによって、当事者の方々が、心が損なわれたり、傷つけられたりしたとしたら、とても辛いことだと思います。ひらがなの「がい」にすることによって、その心が外に「がい」に行ってしまうことができれば、当事者の方々も幸いになっていくと思います。	ご意見と同様の考え方です。	修正無し
2	基本方針に掲げられている「害」のひらがな表記について、全面的に賛成します。是非、早期の実施をお願いしたいと思います。なお、変更の際には、広報等を通じて大きくPRすることを希望します。行政が表記を変えることは、民間にも大きな影響を与えますことから、市の取組としてPRされたほうが、市民に浸透していくと考えられます。	素案にありますとおり、22年11月1日から施行することで進めてまいります。実施に当たっては、市報やホームページ等により、心のバリアフリーの推進の取組としてPRしてまいります。	修正無し
3	「障害」を「障がい」に表記することに賛成です。なお、「障がい」の文字を出すことは、必要最小限にして欲しい。	ご意見と同様の考え方です。	修正無し

4	<p>表記を「がい」と変更した際、「障害者」と書いた方に対して「障がい者への理解がない」と逆差別を受けることがないか案じる。</p>	<p>実施に当たっては、市報やホームページ等により、障害のある方に対する差別や偏見をなくし、少しでも障害のある方に対して不快感を与えないようにするため、また、障害者に対する理解の市民啓発として、本市の心のバリアフリーの推進の取組としてPRしてまいります。市民の皆さんにひらがな表記を押しつけるものでないことを明記してまいります。</p>	修正無し
5	<p>障害者手帳を所持するものですが、障害について「害」のひらがな表記に反対します。なぜならば、たとえひらがな表記に変更しても差別や偏見を少なくすることにつながらないと考えるからです。</p> <p>そもそも障害者に対する差別や偏見は一部の健常者が障害を持つ者に対して誤解を持っていることから生ずるものであり、このことは表面上の表記を変えても本質的には何ら解決する手段と成り得ないのです。この誤解というには障害者とは当事者にとって障害があるために健常者よりも日常生活能力が劣っているということを正しく理解できていないということです。本案における基本方針に基づいてひらがな表記に改めても「障がい」という表記に対して差別意識を持つようになるだけです。</p> <p>では、この誤解を根本的に解消するためにはどうすれば良いかということですが、行政としてすべきことは言葉狩りをするのではなく教育によって正しい認識を浸透させることです。義務教育課程では道徳という科目があります。その場において教育することが行政の責任であり義務であるはずですが。</p> <p>最後に、「障」の漢字についても述べておきます。「障」は「さわり」「邪魔になるもの」という意味があり、これも良い意味を持つ漢字ではありません。仮に「障がい」という表記になったとしても、将来的に「障」の漢字に悪い意味があるから「しようがい」という全てひらがな表記にしようという流れにならないと言い切れませんか、わたしは市政の良識を疑います。</p> <p>あまりに軽率過ぎる認識だと断じます。</p>	<p>人の状態を表す「障害」の字は、負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見があり、「障害」という言葉自体を変えるべきとの意見もあります。現在これに変わる一般的な言葉がないのが実情です。</p> <p>そのため「障害」の「害」の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが全国の地方自治体に広がっています。</p> <p>本市においても、同様の考えの下に、「野田市障がい者団体連絡会」に十分ご意見を伺い、当該連絡会が「障害」の「害」の字のひらがな表記を強く希望していることが確認され、市の基本方針の素案に賛同をいただきました。この結果を受けて「野田市障害者基本計画推進協議会」において、基本方針の素案について審議を頂き、「がい」をひらがな表記にしたものです。</p> <p>このようなことから、「障」の字の修正は考えておりません。</p> <p>なお、実施に当たりましては、市報やホームページ等により、「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針素案の実施目的のとおり、「障害」の「害」の字が使われるようになった経緯を述べるとともに、人権尊重の観点からも好ましくないことや障害のある方に対する差別や偏見をなくし、少しでも障害のある方に対して不快感を与えないようにするため、また、障害者に対する理解の市民啓発の観点から、市が作成する公文書等について「障害」の「害」の字をひらがな表記に改めて、心のバリアフリーを推</p>	修正無し

		進してまいることを啓発してまいります。	
6	<p>「碍」とすべきである。</p> <p>「障碍」と書けるように障害者や団体などが求めているとの新聞情報が見られることから、「障碍」にすべきである。</p> <p>改定常用漢字表は、現行表と同様「目安」であることを明示しており、「碍」の使用を禁止しているものではない。幾つかの字書に「障害」は「障碍」の書き換えとあり、「障害」はこの場合、正しい使用ではないことを示している。</p> <p>案の中に「・・・当用漢字の制限を受けて使用できないため、・・・」は削除すべきである。現在当用漢字は採用されていない。素案を作り直すべきである。</p>	<p>「障害」の「害」の表記については、様々なご意見がありますが、参考資料の「障害」の「害」の字のひらがな表記への変更の経緯と国の動向に記載いたしましたとおり、本市では、当事者や関係団体、議会において、「障害」の「害」の字のひらがな表記の気運が高まってまいりましたことから、昨年、当事者や家族等10団体により構成されております「野田市障がい者団体連絡会」に「障害」の「害」の字のひらがな表記への取組についてご意見を伺ったところ、関係する条例や規則の改正も含めた形で「障害」の「害」の字のひらがな表記への変更に取り組んで欲しい旨の総意をいただきました。</p> <p>このことを受けて、市が作成する公文書等について、法律名や人の状態を表すものではないものを適用除外として、平成22年度からすべてひらがな表記に変更することで進めてまいりました。</p> <p>その後、国においても大きな動きがあり、国の動向を見極める必要があると判断し、一時作業を見合わせておりました。</p> <p>しかし、この4月に開催された文化庁の漢字小委員会では、石偏の「碍」の取扱いが集中的に議論されたものの、結果として追加は見送られ、障がい者制度改革推進本部の検討結果によって、改めて追加されることとなりましたが、検討は5年の間に行われるということで、いつ結論が出るかはまったく分からない状況であります。</p> <p>このような状況でありますので、当初の方針のとおり、「障害」の「害」の字のひらがな表記への変更作業を再開してまいることが適当と判断し、「野田市障がい者団体連絡会」に改めて相談させていただいたところご賛同を頂きましたので、市の基本方針案について、「野田市障害者基本計画推進協議会」において、ご審議いただき、ご了承を頂いたところです。</p> <p>以上のような経過により「障害」</p>	修正無し

		<p>の「害」の字をひらがな表記に変更してまいりたいと考えており、「碍」の字への修正は行いません。また、「案の中に「・・・当用漢字の制限を受けて使用できないため、・・・」は削除すべきである。現在当用漢字は採用されていない。素案を作り直すべきである。」のご意見につきまして、素案の中では、身体障害者福祉法の制定時のことを記述しているもので、今後当用漢字を採用しようとするものではありません。</p> <p>したがって、素案の作り直しについても行いません。</p>	
7	<p>「害」は出来る限りやめて頂きたい。「殺害」、「妨害」等負の印象が強すぎる。これは素案を認めます。「害」の意味は広く、「碍」、「礙」の意味も含んでいるが、多くの人は前記の印象が殆どと思われる。</p>	<p>ご意見と同様の考え方です。</p>	修正無し
8	<p>「がい」は最も避けるべきである。「がい」は、「生きがい」、「働きがい」など行為の達成、喜びを感じているなど、機能的内面の表現である。「障」をそのように感じられている方は少ないでしょう。それを羽根にされている方もおられることも承知していますが、「がい」の使用は心のバリアーを強く感ずるものである。</p> <p>1枚目の四角囲いの中に無く、3枚目の「実施目的」の中に、「なお、今後、国の法令等において、「障害」の「害」の字が「碍」に改められた場合にも、野田市においては、本方針に基づき引き続きひらがな表記とすることとします。」これは許せない傲慢である。謙虚に常に一般常識に配慮願いたい。野田市の障害者団体に「碍」の使用を指導すべきである。</p>	<p>人の状態を表す「障害」の「害」の字は、ご意見のとおり、負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見があり、「障害」という言葉自体を変えるべきとの意見もありますが、現在これに変わる一般的な言葉がないのが実情です。</p> <p>そのため「障害」の「害」の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが全国の地方自治体に広がっています。</p> <p>本市においても、前記のとおり、「野田市障がい者団体連絡会」に、十分ご意見を伺い、ひらがな表記を強く希望する総意のもとに、市の基本方針の素案に賛同を頂いたことから、「障害者基本計画推進協議会」において、素案の決定を受け、「障がい」に表記変更しようとするもので、素案の修正は行いません。</p>	修正無し
実施目的の1行目から3行目			
9	<p>「「障害」の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙(がい)」や「碍(がい)」(礙(がい)の俗字)の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。」この文章の出典または根拠となる文献は何ですか。また、「礙」や「碍」についてもどちらも良い意味の漢字ではありません。</p>	<p>「礙」及び「碍」について、どちらも良い意味をもたない漢字であることについては、ご意見と同様の考え方です。</p> <p>厚生労働省の障害福祉課に確認しましたところ、1949年に制定された身体障害者福祉法では、「礙」及び「碍」の字が使えなくなり、「害」</p>	修正無し

		という文字が採用されたということであります。	
実施目的の6行目			
10	本市は基本理念として、平成9年5月5日に制定した「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」に則ってを加えたいかがですか。	<p>「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」は、大きな市政全体の人権・平和尊重の精神を宣言したものです。</p> <p>今回の基本方針は、具体的な施策展開の方針であり、「実施目的」において「障害のある方に対する差別や偏見をなくし、少しでも障害のある方に対して不快感を与えないようにするため」と直接的な施策目的を示しております。</p> <p>したがって、まして、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」までは、あえて言及せず、素案の修正は行いません。</p>	修正無し
実施目的の9行目			
11	「心のバリアフリー - を推進します。」だけでなく、「これからも障がい者福祉施策の充実を図ることにより、「障がい」への理解を進めます。」を明記してください。	<p>市の福祉施策は、まちづくりの指針である「野田市総合計画」の下、保健福祉全体の指針である地域福祉計画、さらに対象分野ごとに、障害者基本計画、シルバープラン、新エンゼルプランなどの計画を策定し、推進を図っております。</p> <p>野田市総合計画では、障害者福祉施策の充実を掲げ、地域福祉計画では市民との協働・連携でつくる福祉推進のまちづくりを基本理念に、バリアフリー社会の確立のための心のバリアフリーの推進を位置付けています。また、障害者基本計画では、基本目標に「障害者に対する理解の促進と共生社会づくり」を掲げ、「心のバリアフリー」の促進を位置付けております。</p> <p>ご意見を踏まえ、「より一層の障害者福祉の充実を図ることにより、障害への理解を進め、」を追加修正いたします。</p>	修正有り
12	「心のバリアフリー - を推進します。」を「障がい者福祉の充実を図るとともに心のバリアフリーを推進します。」に。		
5の(2)適用除外			
13	適用除外に、「医学用語、学術用語等の専門用語として漢字が適当な場合」を追加しては。	医学・学術用語については、(2)適用除外 ア 法令等で使用されている用語の中に、明記させていただきました。	修正有り